

2 いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止についての基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組んでいく。

いじめの未然防止の基本となるのは、児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で学習や学校行事等の各種活動に主体的・積極的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、ストレス～達成感のなさ・自己肯定感の不足・現状への不満など～にとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していくことができる。

未然防止の取組が着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的にPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

(2) いじめ防止対策組織

本校に「いじめ防止対策委員会」を置く。いじめへの対応は、校長を中心とした組織的な体制で対応する。いじめの些細な兆候、児童や保護者からの情報や訴えに共通理解をもって組織的に対処する。必要に応じて外部機関と連絡を取り合い、連携を図ることによって、いじめの解決に資する。

いじめ防止対策委員会…校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、該当学年担任
ア 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ① 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認・学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- ② 教職員への共通理解と意識啓発
 - (ア) 職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - (イ) 学校評価アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ③ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - (ア) 随時、PTA総会やホームページを通して、いじめ防止の取組状況等を発信する。
- ④ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - (ア) いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向け指導・支援体制を組織する。
 - (イ) 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - (ウ) 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導や支援を行う。

(3) いじめの防止等に関する具体的な取組

ア いじめの未然防止の取り組み

- ① 児童同士の関わりを大切に、互いに認め合い共に成長していく学級づくりを進める。
- ② 一人一人を大切にした授業の改善と自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ③ ソーシャルスキルトレーニングを必要に応じて行い、対人関係を円滑に過ごすための方策を学ばせるとともに、ストレスへの対処の仕方を考えさせる。
- ④ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- ⑤ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深める。

イ いじめの早期発見の取組

- ① 5月・10月の心のアンケートやQU、保護者による学校評価アンケートにもとづく教育相談を定期的実施し、いじめの兆候を見逃さないように努める。
- ② 「いじめのレベル区分」の設定に照らし合わせ、早期発見に努める。
- ③ 教育相談結果を教職員で情報を共有するとともに、学級経営の視点から通信等で方針や手立てを保護者と共有する。
- ④ 教師と児童との温かい人間関係作りや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ⑤ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

ウ いじめに対する措置

- ① 被害児童や知らせてくれた児童の心身の安全を確保する。
- ② いじめの発見・通報を受けたら生徒指導主事に報告し、「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- ③ 該当する児童や関係児童から情報を集め、事実を明らかにし、いじめの有無を確認する。
- ④ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、いじめの要因を明らかにし指導するとともに、該当する児童の保護者に連絡をする。
- ⑤ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、必要に応じて市教育委員会、警察署、児童相談所等の関係機関へ報告・連絡し対応する。
- ⑥ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見逃さない、生み出さない集団づくりを行う。
- ⑦ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等と連携して行う。

(4) 重大事態への対応

- ア 重大事態が生じた場合は、速やかに一関市教育委員会に報告する。
- イ 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

(5) 学校の取組に対する検証・見直し

- ア 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- イ いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し、いじめ防止対策委員会がいじめ防止に関する取組の検証を行う。

(6) その他

- ア いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- イ 「学校いじめ防止基本方針」を学校通信やホームページを利用し、保護者に周知する。
- ウ 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- エ 職員会議で生徒指導に関する情報交換を行い、いじめに関する情報共有を図る。